

参考資料

赤字削減・解消計画の策定

赤字解消の取組経緯

昭和34年1月

昭和36年4月

昭和46年11月

平成22年5月

平成30年3月

新国民健康保険法成立

国民皆保険の達成

広域化等支援方針の取組

実質収支の均衡・繰上充用の解消

保険者の自主的な財政再建 →収支均衡の実質的な回復

多額の赤字を生じ、国保事業の運営に支障をきたしている保険者がみうけられる。赤字保険者は、財政再建計画を定め、自主的な財政再建を行うこととし、おおむね5年以内の国保特別会計(事業勘定)の収支均衡の実質的な回復を図る。

赤字保険者に赤字解消計画を義務づけ

→実質収支の均衡・累積赤字解消

国保特別会計(事業勘定)の実質収支が2年連続して赤字の保険者が策定するものであるが、恒常的支出に対応する収入を確保しつつ、原則5年以内に累積赤字を解消するための計画。

繰上充用の解消・一般会計繰入の解消

広域化等支援方針に基づく赤字解消の取組

→まずは繰上充用の計画的解消、次いで、一般会計繰入による赤字補填分のできる限り早期の解消

赤字解消の目標年次については、まずは、繰上充用分の計画的な解消を図り、目標を定める。次いで、一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努める。

平成30年4月
国民健康保険改革

第1期 国保運営方針

平成36年4月

第2期 国保運営方針

都道府県も国保の保険者に(3400億円の公費拡充)

決算補填等目的の一般会計繰入と前年度繰上充用金の新規増加分の計画的・段階的な削減・解消

国保財政の基盤強化・財政運営の安定化

→「決算補填等を目的とする一般会計繰入」と「繰上充用金の新規増加分」を計画的・段階的に削減・解消

※30年度以前の累積赤字(繰上充用)は、市町村の実情に応じ、可能な限り計画的な削減・解消を目指す

決算補填等を目的とする一般会計繰入や繰上充用の新規増加分については、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定める。

赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行う。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。

※ 将来的に、都道府県内で保険料率の統一化を図るためには、累積赤字も含めて、赤字の解消が必要となる。

赤字削減・解消計画の策定

【計画の策定】

○赤字削減・解消計画については、次のいずれかの方法により策定することとされている。

1) 国保運営方針に定める方法

国保運営方針に、市町村ごとの赤字の解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組が記載されている。

2) 国保運営方針とは別に定める方法

都道府県は、赤字を有する市町村に対し、赤字削減・解消計画の作成及び提出を求める。

赤字市町村は、赤字の削減・解消に向けた基本方針、目標設定、実効性のある取組等について都道府県と協議を行ったうえで、計画を定める。

また、都道府県は、市町村ごとの赤字削減・解消計画をとりまとめて、その内容を総括して計画を策定する。

【法令等の根拠】

○国保法第82条の2

都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、国保運営方針を定める

○国保運営方針策定要領(平成28年4月)

財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字の要因分析を踏まえ市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。

※国保運営方針に全体的な方向性を定め、市町村毎の取組を別に定めることも可能

○「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日保国発0129第2号)

国保運営方針とは別に計画を定める場合の細則を定める。

※本通知に伴い、昭和46年通知は廃止する。

【計画期間・提出期限】

○計画の第1年次は平成30年度以降とし、原則として6年以内の計画を作成。

○市町村から都道府県への計画の提出期限は3月末。都道府県から厚生労働省(地方厚生局)への計画の報告期限は、次年度4月末とする。計画にかかる実施状況の報告は毎年度9月末とする。

計画的に削減・解消すべき赤字の定義

平成22年度

平成30年度

赤字解消計画による取組

広域化等支援方針による取組

国保運営方針による取組

従来の定義

繰上充用金

繰上充用金

新規増加分

赤字補填分の
一般会計繰入

新定義

決算補填等
目的の
一般会計繰入

繰上充用金
(新規増加分)

繰上充用金
(累積分)

決算補填等
目的以外の
一般会計繰入

平成30年度以降、国保運営方針のもと、市町村が計画的に削減・解消すべき赤字の定義は、
「**決算補填等目的の法定外一般会計繰入金**」と
「**繰上充用金の新規増加分**」のうち**発生年度の翌々年度までに解消できない額**とする。

平成30年度以降、市町村が地域の实情に応じて可能な限り計画的に削減・解消

※赤字の定義変更により対象市町村数は増加する見込みのため、公表する場合には、従前の定義による対象市町村数も併せて公表することとし、新定義との違いを区別する。

法定外繰入の状況(平成27年度決算)

単位:億円

分 類		27年度	対26年度
決算補填等目的の法定外繰入	① 決算補填目的のもの	293	▲1,282
	保険料収納不足のため	27	▲1,314
	医療費の増加	258	67
	後期高齢者支援金等	8	▲35
	高額療養費貸付金	0	0
	② 保険者の政策によるもの	2,560	1,267
	保険料(税)の負担緩和を図るため	2,498	1,267
	地方単独の保険料(税)の軽減額	51	▲1
	任意給付費に充てるため	11	1
	③ 過年度の赤字によるもの	182	▲10
累積赤字補填のため	181	▲2	
公債費・借入金利息	1	▲8	
小計	3,034	▲25	
決算補填等目的以外の法定外繰入	保険料(税)の減免額に充てるため	130	▲4
	地方単独事業の医療給付費波及増等	300	▲20
	保健事業費の充てるため	173	17
	直営診療施設に充てるため	4	▲0
	納税報償金(納付組織交付金)等	0	0
	基金積立	32	6
	返済金	57	20
	その他	126	21
	小計	822	39
合 計	3,856	12	

平成30年度からは保険料の収納不足や医療費の増加に対し、財政安定化基金を活用することで、基本的に赤字は発生しない。

国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消すべき赤字「決算補填等目的の一般会計繰入」

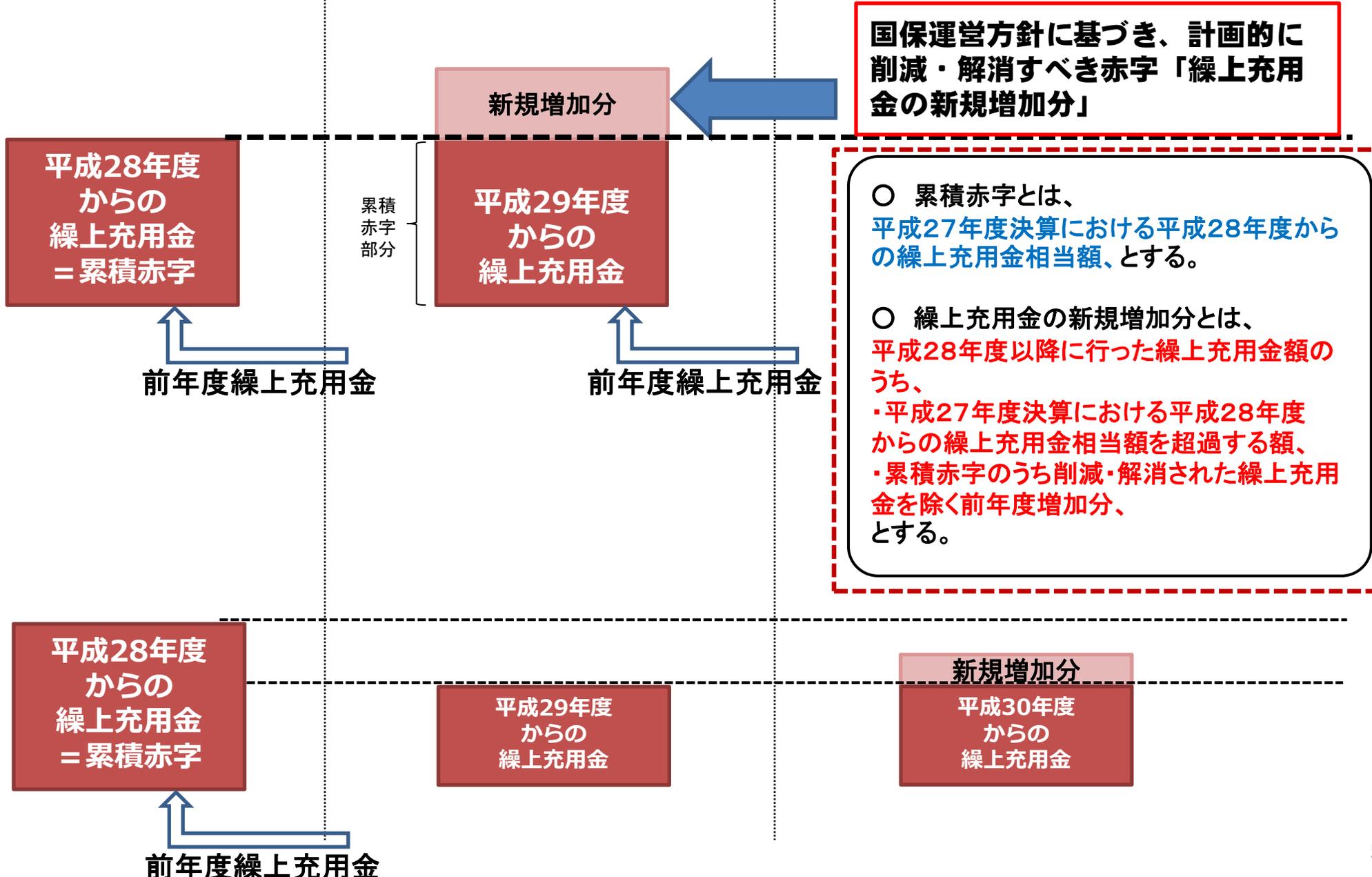
出典 国民健康保険の事業実施状況報告
(平成29年2月28日公表速報値)

計画的に削減・解消すべき「繰上充用金の新規増加分」の定義

平成27年度決算

平成28年度決算

平成30年度以後（平成29年度決算以後）



計画的に削減・解消すべき赤字の計算

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

4~5月(出納整理)

6月

10月

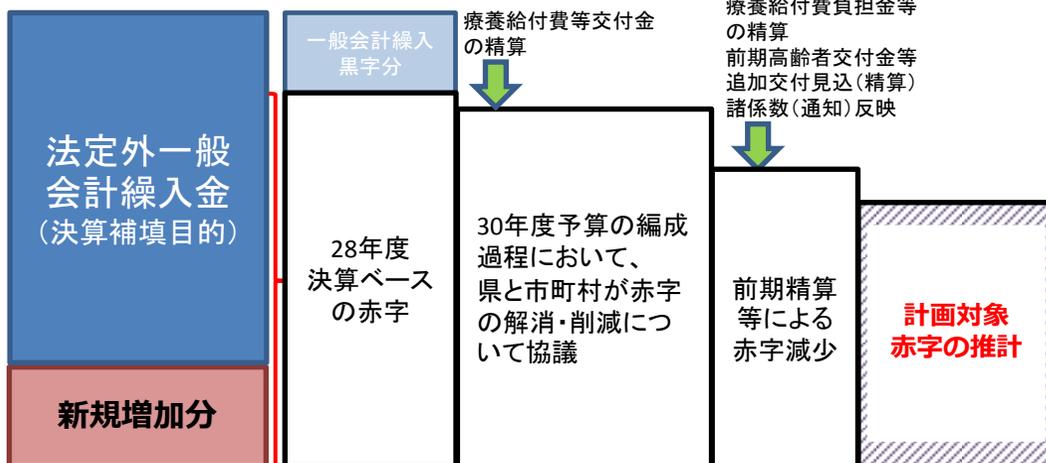
12月

1月

3月

30年度予算編成作業

計画策定



計画対象の赤字がない場合や、平成30年度までに確実に解消が見込まれる場合、赤字削減・解消計画の策定は**不要**

○ 計画の策定に当たっては、決算ベースの赤字ではなく、**翌々年度までに解消困難な赤字を推計**する。具体的には、

- (1) 都道府県から示される国保事業費納付金額に基づき、保険料収納必要額を算出して、予算ベースで計画対象の赤字見込額を推計する。
- (2) 赤字の削減・解消に当たっては、被保険者への激変が生じないような時間軸を置きつつ、**実現可能な削減目標値と具体策**を検討する。

《具体策の例》

- ・保険料率の改定による適正な設定
- ・保険料収納率向上対策
- ・医療費適正化の取組
- ・保険者努力支援交付金の確保、等

(3) **状況に応じて適宜計画の見直し**

※ 決算補填目的の法定外一般会計繰入金を加えた収入額が支出額を超えて黒字に相当する額(黒字分)については、計画対象に含めない。

赤字削減・解消計画の例

<下記の計画例では、毎年10億円ずつ赤字（繰上充用）が発生する財政構造を想定している。>

- 赤字削減・解消計画を策定し、計画の第1段階として、2年後の平成31年度には、新たな赤字が発生しないよう「単年度収支均衡の財政構造を構築」することを目標とする（＝取組例として段階的な保険料率の引上げ）。
- 赤字の発生構造が解消される平成31年度までの間に新規増加分の赤字が累積するため、計画の第2段階として、3年後の平成32年度において、累積した新規増加分の赤字の解消を図ることとし、「単年度収支黒字化の財政構造の構築」を図ることを目標とする（＝取組例として保険料率の更なる引上げ、保険者努力支援交付金の収入増）。
- 計画対象赤字が解消した4年後の平成33年度からは、計画の第3段階(任意)として、平成36年度までに段階的に、平成27年度までの累積赤字の解消を図ることとし、「単年度収支黒字化の財政構造を維持（引上げ後の保険料率）」する。

